

日本近世社会の比較史的考察

——マルク・ブロック『封建社会』を手がかりとして——

高 木 不 二

はじめに

筆者は先にマルク・ブロック『封建社会』⁽¹⁾(Marc Block, *La société féodale*, 1939—40)の方法論・内容について検討を行った⁽²⁾。その作業のなかで、筆者はブロックの歴史を分析・説明する方法に強く惹かれるとともに、その方法論のみならずそこで用いられている歴史概念を援用して、日本近世社会を再検討し、世界史の中で位置付けてみたいと考えるようになった。それは、日本の近世社会がはたして封建社会であるのかという積年の疑問と、さらには昨今の近世史研究(あるいは歴史研究全体)が大きな見通しを欠く中で細分化されてきている傾向への疑問に発している。

しかし、実際考察を進めるとなると、当然のことながら一九五〇年代を中心とした幕藩体制社会史研究や、一九七〇年以降の幕藩制国家論研究などの研究史の蓄積に目を向けざるを得ず、また日本近世特有の事情もあって、ブロックの『封建社会』をそのままの形で用いることはできない。そこで試行錯誤の結果、考察に際して、次の視点を定めることにした。

1 一つの社会構造として日本近世社会を祖上に乗せる。その時、その社会を成立させた歴史的環境や、社会構造の上位の社会環境(こ

とに家士制)と下位の社会環境(領主制)に留意し、それぞれのあるいは両者を結ぶ人的紐帯のありかたに着目する。

2 ブロックの用いた歴史概念、例えば「オマージュ」・「集団としての心的傾向」・「土地領主制」・「バン権」・「社会階級と法的階級」など、有効と思われるものはこれを援用して分析・説明を行う。

3 ブロックによる封建制の定義を意識し、ヨーロッパ中世社会との比較において考察を行う。

4 国家とのかかわりに留意する。その時、王権のありかた、政治と宗教との関係、都市あるいは商業ブルジョワジーのあり方に着目する。

5 日本近世社会の解体過程への見通しを可能な限り立てる。
ここから明らかなように、本稿の課題は、マルク・ブロック『封建社会』を手掛かりとして、比較史的な視点から日本近世社会を理論的に再検討するとともに、敢えて体系的でない形でその全体像の素描を試みることにある。

I 前提としての環境

ヨーロッパ中世成立時の環境として、マルク・ブロックは次の点を指摘している。①系族・国家の庇護の弱体性、②全体的な交流生活の沈滞と貨幣流通の萎縮、③感性的なものと身近なものに惹かれていた

心性、④対外的なものとして九・一〇世紀における最後の蛮族の侵入と、それ以後の平和な国際環境⁽⁵⁾。

では、日本近世社会成立時の環境はどうであったか。まず、ヨーロッパの場合と同じく、一五世紀末から一六世紀にかけての近世社会形成時の日本において、系族・国家の庇護が弱体化していたことは間違いない。この場合の国家とは、律令的遺制をふくめ、室町期の將軍・守護を中心とする上級権力の枠組みの総体と考えてよい。それは中世国家としての荘園・公領制の権力機構と言い換えることもできる。系族は、古代の擬制的同血集団としての「氏」や、中世的惣領制のもとでの同族結合を想起することしよう。

だが、こうした系族・国家の弱体化のなかで、ヨーロッパ中世において下位の社会的環境の枠組みをなした土地領主制も、我が国の場合十分に人々の生命と財産を庇護しえたわけではない。

中世末期の村々の諸階層には、a 在地領主(国人層)、b 名主層、c 小百姓、d 下人・所従の、およそ四つが存在した。荘園・公領制の崩壊のなかで、a の在地領主が土地領主制(土地所有を媒介とする領主制)を敷いて農村を支配する形が一般化した⁽⁶⁾が、その支配力はb 以下のより下層の農民の成長によって安定を欠き、抛るべき枠組みが失われた中で彼ら自身も新たな人的紐帯を求めることを余儀なくされていった。

この二点、すなわち系族・国家の庇護の弱体化と、土地領主制の不安定さ、これが日本における近世社会成立時の社会的環境としてまず指摘できる。

次に、人口および交流生活と経済の問題がある。ヨーロッパ中世成立時は、人口曲線の落ち込みとともに全体的交流生活の欠如、交換経済の不十分さが指摘されるが、日本の近世成立時の様相はやや異なる。

打ち続く戦乱のなかで、人口は一時的に落ち込んだ可能性はあるが、長期的には一四・一五世紀に人口成長の大きな波動が見られたこ

とは、近年の歴史人口学の成果の示すところである⁽⁷⁾。しかも、一世紀のヨーロッパとは異なり、集落間に疎隔は見られず、むしろ村落間の相論をふくめ、人々の交流生活は活発であった⁽⁸⁾。また、交換・貨幣経済も一三世紀以来の経済発展をうけて、一定程度の発展を遂げていた。室町期に見られる都市の発達と渡来銭の大量の流通はそうした当時の経済状況を雄弁に物語る。またそれが、人々の心性にも影響を与え、合理性が浸透するなど社会生活に変化が生じていた点については、網野善彦氏がつとに指摘するところである⁽⁹⁾。

だが、経済発展についても過大評価は慎もう。それは、一つは畿内とその他の地域の間で経済発展の偏差が強く見られることから。もう一つは、貨幣ことに正貨が欠乏していたことによる。ことに貨幣の問題は重要である。当時貨幣は渡来銭が主流であるが、これに古代からの古銭、さらには私鑄銭が加わり、まったく体系を欠いた粗放な貨幣流通形態が一般であった。これは質・量とも正貨が不足していたことを意味する⁽¹⁰⁾。そしてヨーロッパと同じく、このことが有力者の所得手段を制約し、俸給Ⅱ賃金制の社会的役割を最小限に封ずる結果となった。

この交流生活・交換貨幣経済の一定程度の発達と正貨の不足、これが近世成立時の社会的環境として指摘できる第二の点である。

第三の点としては、一六世紀半ばのヨーロッパ勢力の登場が挙げられる。彼らは、鉄砲という新しい武器と、キリスト教という新しい宗教を携えて、まったく未知の世界からやってきた。キリスト教は、日本に本朝という枠組みに収まりきれない組織的な人間結合を目指すかつてない強力的な武器であった。そしてこの二つが、イベリア両国を中心とする絶対主義の対外進出政策のもとで分ちがたく結び付いていたこと⁽¹¹⁾によって、日本は主権喪失の危機にたたされ、近世社会成立に際してその圧力を無視することはできなかつたのである。このとき、日本が中国を中心とするアジア的外交秩序(冊封体制)に包摂されていた

ならば、その影響はまた違った形をとったかもしれない。しかし、一五世紀には倭寇の跋扈に象徴されるようにすでに明の力は海を越えず、日本は凶らずも主体的にこの外圧に向き合わざるをえない状況にあったのである。それは一方で国内の上下の社会環境づくりを促進するとともに、他方で新たな外交秩序の模索を必然化していく。

以上が、日本近世社会成立の前提となる全体的環境として指摘できる点である。

次に、幕藩体制と呼ばれる日本の近世社会の構造を、ブロックに習い、上位の社会的環境と下位の社会的環境にわけて検討してみたい。

II 上位の社会的環境

ブロックによれば、ヨーロッパ中世の上位の社会的環境としては、封土を伴うオマーージュ（人格的従属を属性とする主従関係を結ぶための儀式）の存在が指摘される。そしてそれは、系族・国家の庇護の弱い地域の社会が、職業戦士層を生み、彼らが貨幣経済の未熟な段階で土地（封土）を媒介とした新たな人的紐帯（家士制）に自らを託していったことによるものであった。⁽¹³⁾

一五・一六世紀において、室町幕府Ⅱ將軍権力による職業戦士層Ⅱ武士の結集原理は機能しなくなっていた。それは一つに、それまでの御家人統制単位であった同族団としての惣領制が崩れたことによつて。⁽¹⁴⁾ もう一つは、従来の武士層に代わり、農村のより下層の在地領主層の中から新興武士層が登場してきたことによる。そうした新興武士層を担ったのはいわゆる国人（地頭などの系譜をひく在地領主）・地侍（名主層のなかで小領主化した武士）であったが、彼らが農村の経済発展のもとで一層職業戦士の性格を強めていくなかで、新たな結合原理が求められていたのである。

可能性として、彼らを選びうる道は大きく言って二つあった。一つは、彼らが横に連合し一揆を結ぶ道。二つは、みずから権力を掌握す

るか、あるいはみずからの上に旧来のあるいは新たな権力を公権力として戴く道。

これらのコースが対抗しつつ、絡み合いながら、最終的には第二の道を軸に武士の新たな人的編成が模索されていった。それは多くの新興武士層にとつて、まずは戦国大名への一元的臣従化の道であったが、同時に惣領制に代わるイエの成立を前提とした地縁的性格を持ったヒエラルヒーシユな軍事編成に組み込まれる道でもあった。⁽¹⁵⁾ そのとき、大名と臣下の間に封土を伴うオマーージュに照応する契約的關係もまま見られたが、それは前提となる全体的環境のなかでは過渡的・一時的なものでしかありえなかつた。

すなわち狭い国土のなかでの一定度の交流生活と経済の発達は、戦国大名の自立性を奪い、地域発展の偏差は大名の富と力に反映する。かくして、全国レベルでの紐帯一元化への動きが必然化し、これに鉄砲とそれに付随する火縄木綿・火薬原料の生産や輸入の必要性が加わるなかで、大都市を擁し有利な条件を備えた畿内を中心統一事業が進み、これを外圧が加速するという筋道をたどつて、近世における上位の社会的環境が形成されていったのである。

その結果生まれた、將軍—大名—家臣という基本形をとる新たな近世上位社会における人的紐帯は、次のような特徴を持つ。

(a) ブロックの指摘するとおり、ヨーロッパ中世の家士制に相似しつつも、いちぢるしく上位者優位の、双務性を欠いた性格を持つ。⁽¹⁶⁾

(b) 家士相互の横の結合を認めないタテ割りの結合形態を持つ。

(c) 複数オマーージュが存在せず、かつ階層構成が単純化されている。

これらの原因は、一つに兵農分離が行われたこと、二つに、公権力の形成が、中世的な職の体系（それは主に封建的な紐帯の展開を制約する国家的枠組みとして機能した）の集積というかたちをとってなされたことによる。しかし、より根本的には、家士が土地と弱い結び付きしか持たず、その存立基盤が脆弱であったことによるものである。そしてそれは武士階級全体が、近世社会形成期の下位の社会環境

のなかで、より下層の農民の成長に押されて、土地領主（土地所有を媒介として領地に対して領主権を行使する領主。なお、これは領主権の基づくところによる領主の分類概念であり、支配・居住形態による分類概念としての在地領主¹⁷と農村領主とは異なる）としての性格を失った結果であると考えられるが、この点については後に詳しくふれる。

封については、日本近世の場合も専門的勤務の対価として上級領主から給与された保有地という形を擬制的にはとるが、そのとき土地所有権が分与されたとはみなしにくい¹⁷。それは封土内に領主直営地がみられず、また農民保有地における上級物権を表現する領主権が弱い（たとえばヨーロッパにみられる農民の不動産移動時の直接介入や、相続人欠如の際の土地没収などが原則的にない）ことなどに現れている。むしろ、近世において領主が管轄領域全体にわたって農民の生活を規制し、諸負担を課す権利は、土地所有権に基づくものではなく、命令権・裁判権に基づく領主権、ヨーロッパで言う「パン権」¹⁸のごとき人格的従属に基づく領主権の延長上にとらえるほうが領主支配の実態に即しているように思われる。そのことは、近世の領主権は領土権というより領民支配権であったという法制史家の指摘にも通ずる¹⁹。また領主の土地所有権を示す適例とされる田畑永代売買禁止令や分地制限令なども、領地内の領民に対する命令権の延長上にとらえることが可能である。

この領主権を、いま仮に「知行権」と呼ぶとすれば、近世の「封」はこの「知行権」の分与にはかならなかった。そして、それが上級裁判権を有する者によって制約を受ける性格を持つことによって、上位者優位の原則を保証するものであることは、ヨーロッパの場合に等しい。すなわち幕府は文字どおり「大公儀」として、「公儀」としての藩権力を覆いそのうえに君臨したのである。

かつて安良城盛昭氏は『太閤検地と石高制』において、幕藩制社会²⁰に純粹封建制の特色として、(1)將軍・大名・給人相互間に、その所領の売買がみられない、(2)大名は將軍の命により、給人は大名の命

によって、「転封」「所がえ」させられ、これまでの所領を棄てて新たな所領に移動する、という二点を挙げ、その理由を「幕藩体制社会における封建的土地所有は、単一のものとして存在し、秀吉・將軍個人の手中に集中・掌握されていた」点に求めた²⁰。

こうした土地所有を支配の源とみなす考え方は、我が国の歴史学会の主流をなしてきたが、これに対する批判もすでに石井紫郎氏『日本国制史研究Ⅰ』などにおいてなされている。私見では、幕藩制の上位の社会環境におけるこうした特徴的現象は、既述したように武士階級全体が土地領主制から離れ、新たに一元的な人的結合原理をつくりだした結果、生じたものと考えたほうが歴史の実態に即している。また廃藩置県（領主権の一斉廃棄）・地租改正（農民による個人的土地所有の確定）という近世から近代への急速かつスムーズな移行についても、説明が容易である。領主が土地に対する所有権を有していた場合、ヨーロッパの場合をみてもその廃棄には革命を含む政治的混乱を伴うことが想定され、しかもその場合でも領主的土地所有の一斉廃棄が実現する必然性はなく、農民による土地所有の確定が短期間になされることは難しいのである。なお、なぜ近世において武士階級が土地領主制を採りえなかったのか、また土地所有権はどこに属するのかなどについては、在地領主制の問題も含めて、後に下位の社会環境とのかかわりのなかで改めてふれる。

次に「封」の問題に関連して、近世日本特有の年貢米納制について触れなければならない。近世成立時に交換・貨幣経済の一定の発達と、もう一方における貨幣ことに正貨の質・量にわたる不足がみられることは既に指摘した。これらがそれぞれ近世の上位の社会環境を土地領主制、あるいは俸給²¹賃金制に向かわしめなかった根本的な理由である。

そのなかで、東アジア地域における貨幣に代わる最も交換価値の安定性の高い財貨として「米」が選択された。従って近世の上位の社会において、人的紐帯を媒介するものは、土地や貨幣ではなく、基本的

に米であった。それゆえ、先の「封」⁽²¹⁾知行権にもとづく徴税権の内容も具体的にはこの米を徴収する権利を基本とするものであったのである。これがまた近世社会のトータルな編成原理としての石高制の問題に連なることは明らかであるが、今は家士(大名・陪臣など)の知行地が村という年貢請負単位の上に与えられること、そこでの石高⁽²²⁾俸給基準額にみあった軍役が家士に課せられることが、近世の「封」の特色として見られることを指摘するにとどめる。

なお封と軍役の対応関係が近世を通じて崩れなかったことについては、王権が純化されたイギリス封建制と共通する点でもあるが、近世上位の社会環境を理解する上で銘記されるべきである。⁽²³⁾

最後に、近世の武士階級の性格規定について考えてみたい。近世の武士が、ブロックの言う社会階級として捉えがたいことは明らかである。武士は法的特権の世襲化を通じて、単に生活様式にもとづく法的階級として貴族化(身分化)していったが、それは成立当初から本質的に有していた方向性とみられる。これは騎士が、貴族であるよりは首長であることを本質とするヨーロッパ封建社会と、大きく異なる点である。

以上、日本近世社会における上位の社会環境の成立とその特徴について述べてきたが、ここにみられるヨーロッパ中世社会との異同は、前提となる環境の異同に大きく因るものであることは改めて指摘するまでもない。

Ⅲ 下位の社会的環境

① 領主権

ヨーロッパ中世の場合、領主といえは農村領主すなわち在地領主を意味し、しかも彼らが土地領主制を敷いているのが一般的な形であった。⁽²³⁾

ところが、日本の近世社会のもとでの領主制は、在地領主制とも

に土地領主制一般を放棄し、大名が一定度の自律性をもつ村を単位として、広い領域全体にわたってそこに属する農民を従属下におく独自の領主制であった。そこでの領主権が、命令権・裁判権にもとづくパシビリティな性格を有するものであったことは既述のとおりである。

一般にバン権の場合には、領主に由来するものと、国王またはその代権者が行使するものとの二系統があるとされるが、近世大名の場合の領主権の淵源もやはりこの二系統あったと思われる。戦国大名以来の領主権を引き継いだ大名の場合は前者に属し、新規取り立ての大名や転封大名の領主権は後者に属する。相対的に前者の場合の領主権⁽²⁴⁾は強固であり、幕府にたいして一定の独自性を有するものであったことは否定できないが、しかしいずれの場合も、ヨーロッパの場合に上級権力の再編がすすむなかで下級の領主権が制限されていったのと同じく、総じて近世大名の領主権は上級裁判権を有する將軍権力からの規制を強く受けた。これはイングランドの場合にも見られる現象で、王権の強さに対応する現象であるが、イングランドの場合と異なるのは、領主がこの圧力の下で直営地経営に精を出すという逃げ道をもっていなかったことである。そのぶん近世社会における大名の將軍に対する従属度は強かったのである。

ではなぜ領主直営地が近世社会では見られなかったのか。それをもたらししたのは、外ならぬ農村からの規制力にある。そしてそれはまた、日本近世社会をして土地領主制を脱却せしめた力に等しい。中世末期、農村には生産力の上昇をうけて名主―小百姓層の台頭がみられた。村は彼らを中心にとまり始め、法的・社会的自治力を次第につけ、中小領主層の動きを規制していったのである。このもとで、領主地が発展の基礎を奪われ、ことに領主の直営地(佃⁽²⁵⁾荘園領主の直営田、正作⁽²⁶⁾荘官・地頭の直営田など)の維持・運営が困難になったことは容易に想像される。

だが一方で、領主の直営地の放棄を可能にした要因も考慮に入れなければならない。領主は直営地から自らの食糧を調達するとともに、

さまざまな生活用具や日常物資を調べていた。従って、彼らは代わりに管轄地の農民から一定の貨幣あるいは米を納めさせ、それを必要なときに必要な物資に交換し得るだけの手工業の発展と、交換経済の発達があって初めて直営地の放棄に踏み切れたのである。その条件が當時において畿内を中心に十分に満たされていたことは多言を要しない。そして、こうした方向を領主層はむしろ進んで選択していったとみられる。なぜなら、近世社会において領主直営地は縮小されたのではなく、完全に消滅しているからである。それを促したのは、上位の社会環境形成期の戦いの激しさとその規模の全国的拡大であった。領主層は、領主直営地の運営はもとより、土地領主制に基づく支配を貫く政治的余力を内からも外からも持てなかったのである。つまり、農村の台頭が彼らを戦いに走らせ、その戦いの論理が前提となる全体的な社会環境もかかわって彼らに土地領主制を放棄させたのである。その結果、土地は農村に農民側が所有することになった。ただし、それは農民の私的土地所有ではなく、「村役人・惣百姓の総体」から成る村落共同体による「団体的総有」と呼ばれるにふさわしい形をとったと考えられる（この場合共有と異なり共同体成員の個々の土地所有権は存在しないのではなく、所有権の内容を構成する権能を共同体と分有することになる）。

ここで在地領主制の問題にも触れておかねばならない。土地領主制の放棄は、そのまま在地領主制の放棄を意味しない。土地領主制を放棄しても、農村に居住し、もろもろの領主権を行使することは可能であるからである。在地領主制が放棄されるには、農村という下からの力とともに、領主が都市に移住する必然性が見いだされなければならぬ。それには都市の発達が不可欠であるが、近世社会形成期の日本ではそれをささえる交換経済の発展とともにその基本的要件が満たされていたことは既に指摘した（都市の問題については後述する）。この上に、軍事的経済的要請にともなう上級権力による都市へ集住化への圧力が加わることによって、初めて在地領主制は放棄されることを

えたのである。いずれにせよ、近世成立段階で最終的に土地領主制・在地領主制は消滅し、近世の下位の社会的環境において領主権は大きく制肘を受けることになった。領主は土地領主権（在地領主権なるものは存在しない）を失うなかで、村および村落間の問題の調停者として農民の前に立ち現れざるをえず、農民との関係も村を媒介として中世よりはるかに間接的なものとなっていく。またその下での支配の方向も封建的な人的紐帯にもとづく領主権の強化ではなく、公権力として自律的集団間の利害の調整に比重をおくものとなっていくはずである⁽²⁵⁾。

② 土地の種類

近世農村における土地の種類について、ヨーロッパとの比較で触れておきたい。

ヨーロッパ中世においては、その賦課の形態からみて土地はa封土、bサンス地、c自主地に区別され、そのうちa・bが領主地の集団的慣習に従う隷農地であった。一方、その領主地は経営上からみてd領主直営地とe農民保有地に分類できる⁽²⁶⁾。

近世の日本においては、cの全ての従属関係から免れていた自主地は全くみられない。この点はイギリスと共通し、封建的諸制度の発達に対応しているとみることも可能である。しかし、a封土が擬制的で実体が無く、しかもd領主直営地が存在しない点はヨーロッパ中世と決定的に異なる点である。要するに、近世日本における土地は、賦課形態からみた場合原則としてすべて一般的な賦役・賦課租を領主に支払う農民経営地（bサンス地にあたる）に均一化され、経営上は領主直営地を欠く農民保有地（eにあたる）に均一化された、すこぶる単純化された形態になっているのである。この土地形態の均質性が、近世における下位の社会環境の世界的特質を示していることは言うまでもない。

③ 村落

近世村落の特徴の一つは、それが行政単位であるとともに、水田米作に立脚した生活共同体の単位でもあることである。それは、共同労働や冠婚葬祭などもっとも生活に密着した共同体としてのムラの集合体であるとともに、それじしん多くの場合水や林野の共同利用に際しての生活共同体の単位でもあった。この領主の支配領域と生活共同体としての村落境界の原則的一致という構造によって、近世社会は、ヨーロッパ中世において見られた領主権の弱体化を招いた一つの原因を、慎重に取り除いているのである。こうした村落を全国レベルで作り出したのが、検地による村切りと呼ばれる「村」の設定であることは従来から指摘されることであるが、これが中世末期における村落内部の一定の共同体的なまとまりを前提にして、それを体制的に認めるものであったことは忘れられてはならない。

木村礎はかつて中世末期の村落を、a 在地小領主型村落、b 名主結合型村落、c 名主・小百姓型村落の三つに大別し、このうちの b 名主結合型村落をさらに名主の階層類型にしたがって α 地主的な名主の結合を主体とする村落と、β 自作的な名主の結合を主体とする村落（惣にあたる）に小分類した⁽²⁷⁾。これを援用すれば、逆に日本近世の上級権力は、村落内部における名主・小百姓層の成長を前提に、c 名主・小百姓型村落をすくいあげつつ、他方で a 在地小領主型村落を国人・上層地侍を多く職業戦士として取り込むことによって解体し、b 名主結合型村落を分断し押さえ込むなかで、近世村落を創出していったことになる。

このとき、国人・地侍・名主層によるそれぞれの横の結合原理¹¹一揆は総て否定され、その原則は近世村落内部にも適用されていった。そこでは、村の法的自治性すなわち法の制定権や裁判権などは奪われていく。しかしそうした中にも、新たに主人公となった小百姓層¹² 独立農民は、この「村」という単位に、系族・国家・土地領主などによる弱体化した庇護に代わるものを見出だしていったのである。

「村」はまた法人的性格を持っていた。農民は争うとき、訴訟するとき村単位で行動し、また林野や水を管理し、村人を規制した。そし

て村内の田畑も、たとえば名請人が死んだ場合、その田畑は村の責任において耕作すべきものとされた。こうした「村」の法的性格を中田薫は擬制人としての法人ではなく、ゲルマン法の *Genossenschaft* のごとき「実在的総合人」と規定したが⁽²⁸⁾、その可否はともかく、こうした村の一定の自律性の上に立って、初めて年貢納入を個人としてではなく村として請負う村請制も可能となり、さらには石高制も成り立つことができたのである。その意味で、近世日本の下位の社会環境の基本的細胞は「村」にあったと言っても過言ではない。

④ 農民の従属

近世農民の土地緊縛性については、かねてから堅固な農奴制の証左として史家の注目の集まる場所であった⁽²⁹⁾。だが土地緊縛は農奴制であるから可能となるのではなく、保有農もふくむ国家的枠組がその可否を左右するものであることは、ブロックが中世イングランドにおいていみじくも指摘したとおりである⁽³⁰⁾。すなわち、それは全国レベルにおいて国王（日本の場合は将軍）が逃亡者を追跡させ、それを受け入れたものを処罰できる力を持ち、さらに領主地内において連帯制度（日本の場合五人組制度）のもとで農民が相互の監視下に置かれるとき成功することを得たのである。自主地が両国とも存在しないという共通項も、農民の土地への緊縛を容易にしたであろう。

ちなみに、イングランドにおいては一〇八六年ドゥームズデイブック (*Domesday Book*) が作成され、全国の土地と、それを領有し保有し耕作する人の状態を調査しているが、これなども日本の検地帳との少なからぬ共通性を示しており、両国における全国レベルでの国王による農村掌握の強さを知り得る。繰り返すが、農民の土地緊縛の度合は王権と村落内部の規制力の強さに左右されるのであって、封建領主との関係に基づく農奴制の指標とはなりえない。

日本の近世における農民の従属度は、中世ヨーロッパの農奴より強くないとみられる。たしかに近世農民は、世襲的な不自由人であっ

た。だが農民のなかにあって誰が不自由人でなかったであろうか。近世農民に自由人は存在しなかった。ではその農民の法的欠格性・特定の負担はどうであったか。ヨーロッパの場合のシュンバージュなどのような身分にもとづく特定の負担は負っていない。法的にも、枠外結婚の禁止などは身分制的規制のなかでみられるが、自由人との区別に基づく欠格性はみられない。「肉体の領主」(流血を伴う刑を課すことのできる唯一の主人＝領主)の裁判権に服することなど、他の個人に対する極めて緊密な従属はみられたか。領主の裁判権に対する従属はあるが、それは他の個人への極めて緊密な従属とすることはできない。近世農民は前述のように「村」を媒介として領主に従属しており、しかも領主が「鉢植え」である以上、領主と農民の間に一対一という従属関係は原則的にはありえないからである。

要するに、近世農民は、重層化されかつ集権化されている領主権の総体的圧力＝国家的支配のもとで、村という枠を介して総体としては土地に強く縛られつつも、個々の農民の人格的従属度の稀薄な、土地保有農を基本とする従属民であったと言いうことができよう。

IV 都市について

ヨーロッパ中世の場合、都市は封建制とは異質の存在としてその枠外に屹立していたが、近世日本⁽³¹⁾にあっては当初から都市が社会のなかに構造的に組み込まれていた。それは中世末期の交換経済の一定の発達のもとで、都市が相応の発展を見せていたことによる。畿内を中心に大都市もみられ、ここでは商業ブルジョワジーの台頭の中で、封建的階層化社会とは異質の都市共同体が営まれる場面もみられた⁽³²⁾。そしてその経済力(生産・流通・金融)の掌握が軍事的に大きな意味を持つなかで、近世上位の社会環境を作り出した力に巻き込まれ、さらには都市そのものが作り替えられていった。

京都・堺・大坂を初めとする大都市は、將軍権力によって直轄化さ

れ、御用商人化した特権商人による支配が行われ、それによって幕府は商品流通の展開を一定度に抑えつつ重要な生産と流通・金融を独占し、大名初め中小家士層の富と力の蓄積を封じ手だてとした。また畿内を中心に全国に勃興しつつあった寺内町初め中小都市は、大名権力のもとに掌握され、城下町にあるいは包摂され、あるいは従属させられていった⁽³³⁾。

一方、中世以来の商業ブルジョワジーも、その自治共同体である惣町とともに分断されて自立性を失い、その一部が特権商人として法的階級化し、新しい権力のもとに完全に組み込まれていった。そのとき年貢米納制が、従来の交換経済のあり方の根本的転換をせまることにより、彼らに大きな足枷を嵌めることになった。つまり、近世権力が「米」を貨幣に代替させた理由として、家士への俸給として貨幣が質量とも絶対的に不足していたこと、農民の従属を確保するために貨幣経済の農村への浸透を防ぐことの二点の他に、中世以来の都市の商業ブルジョワジーの存立基盤(それは旧権門の存立基盤に通じる)を掘り崩すことにあったと言える。そしてこの方向性を完結させるためにも、都市の農村からの隔離＝兵農分離政策が不可欠であったのである。

なお近世都市、すなわち横の結合原理を否定した新たな町共同体の成立にともなって、中小の商人・職人たちは国家の庇護が失われた状況のもとでの遍歴渡世から脱皮し、都市定住と賤視からの脱却を保證されていた⁽³⁴⁾。それはまた内部に新たな差別を伴っていったが、彼らの新たな共同体への庇護希求が、近世都市を長く支えるエネルギーともなったことは忘れられてはなるまい。

ともあれ、こうして成立した近世都市は、「鎖国」政策とあいまって、原則的に農村や外国との自由な交流を制限された結果、強く閉鎖性を帯びることになった。それは近世町人の商業ブルジョワジーとしての基盤の弱さ、上級権力への従属性の強さに通じるが、それによって近代国家形成に際して彼らの果たす役割は大きく規定されることになったと言ってよい。

V 王 権

ヨーロッパ中世において、国王は神聖な存在であると同時に、家士制組織の頂点を占める存在であった。だがそれはイングランドを除いて多く凋落し弱体化しており、そのなかで国家は教育・生活扶助、公共事業、物価の安定を初めとする経済政策、などには無関心であり、むしろ国王や上級諸侯の基本的義務は、臣民の魂の救済を宗教施設⁽³⁵⁾の建設や真の信仰を保護することで保証してやり、外敵から人民を守り、管内区に正義と平和を実現する、という三点に絞られていた。

近世の日本においては、まず王権を握っていたのは天皇か将軍かを検討しなければならない。ブロックは日本の封建社会の特徴として、全臣民の君主として国家的枠組の頂点にいる天皇と、家士制の頂点にいて封建的枠組の頂点にいる将軍との併存を指摘する⁽³⁶⁾。だが少なくとも近世においてはブロックの言う国家的枠組は遺制としても意味を失っており、天皇は伝統的権威からくる神聖性を保持しつつも、将軍を王権保持者とする新たな国家的枠組に組み込まれていったと考えた方がよい。勿論、官位に象徴される古い国家的枠組の刻印は残っていたが。

この新たな国王Ⅱ将軍は、強大な武力を背景に天皇・寺社・上級諸侯を集権的に統率し、近世国家の長として無比の権威と権限を持った。将軍は公権力としてヨーロッパの王権と同じく、外敵から人民を守り、管内区に正義と平和を実現させる基本的義務を負い、ヨーロッパの場合よりはるかにうまくそれを実現した。そして、この義務を全うできなくなったとき、近世は近代に道を譲ったのであった。だが、臣民の魂を救済することについては、キリスト教を排撃すること以外には積極的義務として王権がこれを担ったとは思えない。

それとは対照的に、近世国家はヨーロッパ封建国家が無関心であった事業に積極的にかかわっている。公共事業など、中世ヨーロッパで

は教会や都市や局地的小権力がこれを背負ったが、日本では近世国家が自らこれ（大規模灌漑・河川浚渫・道路普請・海路開設）を担い、またそのことをむしろ基本的義務としたのである。

換言すれば、近世にあっては国王Ⅱ将軍の重要な仕事は「行政」にあったことになる。これはヨーロッパ封建国家が個人つながりに立脚した機能的でない封建的枠組から成るため、国王の仕事が戦い・罰し・鎮圧することで手一杯であった段階に比して、日本の近世国家がすでにそうした段階を脱していたことを意味しよう。

VI 政教関係

ヨーロッパ中世の第一期において、高位聖職者は教会大領主として武人の最高位の諸侯と並ぶ存在となっていたため、オマーージュを国王や諸侯から要求されていたが、第二期にはグレゴリウス改革によって聖俗の分離を果たし、世俗権力からの従属を脱していた⁽³⁷⁾。

日本の場合、古代以来の有力な寺社勢力は多く権門に連なり、広大な荘園を領しており、また中世末期には鎌倉期新興の仏教各派は国人・町衆などこれも新興勢力に支えられつつ一揆を結ぶ動きを見せ、上級領主化の動きを強めつつあった。しかし、近世上位の社会環境が形成されるなかで、旧権門は領主としての地位を事実上奪われ、また新仏教勢力も領主化への道を押し潰されていった。本願寺の蓮如などは「王法為本」を説き、聖俗分離を図ったが、新興武士層の結合イデオロギー化した一向宗はその方向に進まず、結局は、統一権力に屈服させられていく⁽³⁸⁾。

この時点で、近世社会における「聖」の「俗」への従属は決定的となった。「聖」はみずから組織の変質を迫られ、寺社ともにヒエラルヒックな本末体制に編成されるとともに、ことに仏教系各派は、近世の上位と下位の社会を貫く縦の結合原理を補助する役割を担うことによって、生き延びることになった。すなわち、新たな横の結合原理を

指向する動きや、あるいは統一王権のもとでの国内完結的な人的結合原理を脅かすキリスト教への対抗として、寺請制度などを通して、武士や農民の粹付けに寄与したのである。

この時、「聖」なる勢力はヨーロッパに見られるような自律性を失っており、大寺社はじめ所領を削られ、独自の裁判権も奪われた。従ってヨーロッパ流の領主裁判と教会裁判という二元的裁判系統はみられず、新しい王権のもとに一元化されている。

ところで、では近世社会は「俗」権力の支配した徹底した「俗」社会であり得たのかといえ、そうとは言えない。武士はじめ町人も農民も、「聖」なる世界に通じる超自然現象への過敏さ、神秘的なものへの畏怖と憧れを有していたことは否定できない。近世人が近代人と同質でないことは、蔭参りの熱狂、御開帳の隆盛、幕末期の「ええじやないか」の乱舞などをみれば瞭然である。

そうした近世的「心性」の上に立って、「聖」界を統括しうる権威として天皇の存在が公儀権力の「金冠部分」⁽⁴⁰⁾として位置付けられることが必然化されたのである。天皇自身「聖」なる世界に属する存在であり、將軍権力はその面では社会的に彼を蔽しく封じ込めるが、同時に政治的にはそれを「聖」界支配の要として利用しなければならなかった。凶兆時の改元や外敵襲来時の加持祈禱など、幕府は天皇をコントロールしつつ、平和的カリスマとしてのその「聖」性をテコに、人々の心の平安を作為したのである。しかし近世王権の凋落は、逆に天皇を軍事的カリスマとして浮かび上がらせ、それとともに封じ込めたはずの底辺に至る「聖」なる世界(狂気、フォークロアのな世界)⁽⁴¹⁾をも呼び覚ます大きなきっかけをつくることになるのである。

VII 心性について

ヨーロッパ中世社会は暴力の日常化がみられ、心性面でもそれを支える条件がそろっていた。⁽⁴²⁾ 日本近世社会においても、上位の社会では

職業戦士としての自覚が求められ、生命を尊ばず、肉体的な力の誇示を誇りとする心情は重んじられた。仇討ち、切腹などにたいする思い入れはそのことを物語る。だが体制的にみると、惣無事令⁽⁴³⁾「平和令」による私闘禁止にみられるように、近世は暴力の日常化からの脱出が前提になっていた。

中世末の争乱、さらには秀吉による朝鮮侵略による荒廃した社会状況のなかで、平和を希求する心情が近世社会を生み支えたのである。近世は本質的に秩序と平安を重んじる心性のうえに成り立っていたのである。中世以来分裂していた法も武家法を軸に統一化され、それを支えた。⁽⁴⁴⁾

そうした中で、人々に占める感情の比率は相対的に減少し、理性の比重が増し、合理的思考への傾斜が強まっていった。それは、中世以来の貨幣経済の浸透によって裏打ちされつつ、近世に入ってからの文字と教育の普及によって促進された。そうした心性の一定の展開に立って、上位の社会における官僚性の発展、下位の社会における秩序意識のひろがりもたらされ、それが近世の集権的政治体制を支えていたのである。

また近世に入っている人口の増加と、経済発展に伴う交流生活の活性化、鎖国による対外交流の制限、それに言語の統合化も手伝って国民的規模の集合心性が形成されはじめたことも無視できない。それは同時に、内外への差別意識の形成でもあったが、日本の近代化を容易にした国民的アイデンティティの基盤形成の過程でもあったのである。

VIII 統合的環境

上位と下位の社会環境を包み込む、統合的環境について考察する。

① 石高制

日本の近世社会がヨーロッパ封建制と少なからぬ乖離があることは

これまで折りにふれて指摘してきたとおりであるが、とは言えこれをヨーロッパ絶対主義に比定することにも無理がある。確かに、政治権力の絶対的集中、王権の超越的性格、領主制の弱さ、官僚機構の発達など、往々法制史家の指摘するところと近似点はみられる。しかし一点、近世社会が貨幣ではなく「米」を基本的財貨としているところが大問題である。米は代替貨幣でありえても、貨幣そのものではありえない。だからこそ、近世社会は貨幣経済の発展のなかにその基礎を崩されていくのである。常備軍や官僚制という絶対主義の特性を示すとされるものは、貨幣による俸給制の上に成立して初めて身分制を脱し、王権の強固な基盤形成に寄与する。また、ブルジョワジーとの連携や重商主義政策の採用も、富Ⅱ財貨の蓄積が貨幣であることによって積極化する必然性を帯びるのではないか。そこからすると、日本の近世社会は人的紐帯を媒介する基本的財貨として、中世の土地でもなく、近代の貨幣でもなく、米を設定したところに、世界的にみて独自の位置を占める所以があるように思える。

そうなると、近世社会を考える場合「石高制」が改めて大きな意味をもってくる。石高は、上位の社会環境においては大名の知行権(封)の大きさを表示するものとして軍役負担の基準であるとともに、下位の社会環境においては幕府が国単位で農民から国役を徴収する基準であり、知行領主が農民から村単位で租税・夫役を徴収する基準でもあった。すなわち、石高制は上位と下位の社会を結び近世社会全体の人的紐帯を統合する性格を有する制度であったと言える。その意味で、これを創出した太閤検地は先学の指摘どおり画期的な意義をもつものであり、これによって中世以来衰退していた国家的支配は新たに賦活・強化されることになったのである。

近世が石高制によって枠づけられているとすれば、石高制の弛緩が近世社会の解体をもたらすであろうことは自明である。

上位の社会については、領主財政の悪化がその引き金になった。大名は軍役の負担能力を失い、封と軍役の対応関係がくずれる。それに

よって、国王Ⅱ將軍との軍事的オマージュは形骸化し、上位社会の権力的結束が弱まり、個々の知行権は弱体化していく。下位の社会については、村落秩序の動揺が石高制をおびやかしていった。村落内の階層秩序の流動化、換言すれば本百姓の階層分化が村方騒動を必然化し、そのひろがりの中で近世を支えた「村」は徴税・自治能力を弱めていくのである。それは領主側からみれば村請制や国役負担能力の低下を意味したが、村落内からみると土地の団体的総有が弛緩し、農民による個人的土地所有権が強まっていくことを意味した。⁽⁴⁵⁾

そしてこうした上位・下位の社会変動(それは換言すればトータルなタテの人的結合原理の弛緩である)をもたらしたのは、「貨幣」による交換経済の活発化であることは言うまでもない。

近世社会の解体過程はその社会独自の性格を反映する。上位の社会における集権的・非土地領主的性格は、王権の凋落に伴う領主制の急速な没落と、その一挙廃止を可能とした。領主はヨーロッパのように王権に対峙してみずからの力を蓄える独自の社会的・経済的基盤を事実上有していないのである。それにもかかわらず、幕末期に王権の弱体化に薩摩・長州など一部大名が寄与し得たのは、領主権が戦国期以来の相対的に独自のバン権的領主権に由来する要素をもつ場合があったからと考えられる。ここに、中国清朝など領主制の歴史を持たない国との差異がある。

もう一方で、下位の社会においては交流生活や貨幣による交換経済に関して国家的規制を受けていたが、そのもとの土地領主制の欠如、農村の一定の自律性、農民の領主にたいする人格的従属度の相対的稀薄さは、体制の末期に至っても農民を領主制打破に立ち向かわせる結束力を弱めた。農民の個人的土地所有の進展と階層分化に伴って、没落小農民を中心に新たな村落秩序の形成を目指す「世直し騒動」の動きも現れるが、その規模や視野は限られていた。⁽⁴⁶⁾

かくして、明治維新は農民革命ではなく、外圧による王権の凋落を決定的契機とする領主制の一斉廃棄という上位の社会環境の劇的展開

をもって牽引されることとなった。下位の社会においては、これにもなう近世社会の統合的環境の互解のもとで、石高制下の村請制村落から地租改正を経て地主制村落に性格を変えていくが、それは不自由民としての農民の従属からの解放であるとともに、タテ割りを原則とする支配体制の下での身分規制をはずされた現実の力関係による村落秩序の見直しであった。だが一方で生活共同体としての「村」が存在理由を持っている以上、村落内の自己規制力は根強く残り、その意味での連続性は容易に消滅することはなかった。

② 求心的流通体制

もう一つ、近世社会全体を結びシステムとして注目すべきは、交換経済の発展を都市を通じてすくいあげる求心性の強い流通体制がある。日本近世社会の場合、ヨーロッパに比して商品流通が密でかつ体系化されていたのである。それは、地方における商人・職人の城下町への集住を基礎に管内の交換経済を知行領主が掌握し、さらに城下町が年貢米売却と高級手工業品の購入あるいは幕府貨幣の取得の必要性から直轄都市三都に結びつけられることによって、王権が全国的に交換経済を掌握し、それを鎮国という対外的枠組みが補強する仕組みになっていた。これは言わば土地領主としての性格を失った領主階層が、下位の社会の交換経済の発展を体制的に抑止し、みずからの権力的結集を有利に導くために王権の主導のもとにつくりあげた構造的な武器であった。

しかし、「貨幣」による交換経済の上位・下位社会への浸透は、この流通体制に内側からひびをいれる。城下町は農村における在郷町などの発達により地位を低下させ、さらに三都も中心城市大坂を初めとして手工業・商業上の地位を周辺地域や地方都市におびやかされ、徐々に流通体制の求心力は失われて行く。そこに外庄による強制的開港が、全国の商品流通体系の外枠を崩し、ここに権力による貨幣経済の掌握が失敗するなかで、知行領主制と幕府王権の基盤は大きく崩れる

ことになった。

一方貨幣の特権的に扱える都市商人における階層分化もすすみ、豪商も登場するが、米を基本財貨とする石高制社会の中で、正貨蓄積を目的的に追及するみちは体制的に、従って倫理的にも閉ざされ、商業ブルジョワジーは権力への寄生的性格を脱しえず、政治勢力としても未熟なまま近世社会の解体をむかえる。

このことは領主層の基盤の弱さと相俟って、維新後の政治的集権化を可能にした。また経済的には、外見上の都市の繁栄にもかかわらず、ブルジョワジーあるいはそれに代わる人材と資本そのものの両面にわたる蓄積の絶対量の不足のなかで、国家主導型の資本主義への道が必然化されていったのである。

③ 「鎮国」型外交体制

最後に、日本近世社会の上下の社会環境を保証した、独自の外交体制について触れなければならない。

一六世紀に冊封体制が弛緩し、イベリア両国の進出によって日本が主権喪失とも言うべき危地に立っていると危機認識の状況認識のなかで、豊臣秀吉は日本みずからその盟主となって冊封体制を改編すべく、大陸進攻を企て、失敗した。それを受けた徳川幕府は、その対外危機認識を基本的には受け継ぎつつ、規模を縮小した形で、朝鮮・琉球などを組み込んで冊封体制とは異なる独自の外交秩序を形成した。

いわゆる、「鎮国」体制である。だが、李氏朝鮮の「事大交隣」の外交姿勢にみられるように、それは中国を中心とした冊封体制と無関係ではありえず、一七世紀明から清への王朝交替の結果冊封体制が再建されるなかで、むしろ両者の関係は深まって行った。日中貿易はもとより、朝鮮そして琉球との関係も、中国との関係を無視しては成り立たないものであることは明らかであった。その意味で、「鎮国」体制は冊封体制の周縁部にそれと交錯する形で存立し（中心である日本は冊封体制のそとにあるが、その他の構成メンバーはほぼその枠内にあ

る)、基本的には冊封体制の安定の上に成り立つ性格を持つに至って
いたと言えよう。

では「鎖国」体制の、特徴さらには存在理由はどこにあったのか。
それは、日本の華夷秩序とも言われるように、あくまで日本を中心に
置こうとするものであったが、冊封体制のごとく文化的序列観念に基
づくものではなく、將軍権力の「武威」を核とし、キリスト教の防遏
に向けて一致した海防体制をとる外交秩序であった。⁽⁴⁸⁾

この独自の外交体制が、日本近世社会の外枠をなし、將軍の權威を
補強し、求心的流通体制を支えていたのである。従って、この「鎖
国」体制の崩壊が、近世社会の崩壊につながることは、既述のとおり
である。ただ、そのとき銘記すべきは、「鎖国」体制が冊封体制の安
定を前提とするものであったがゆえに、これが一八四〇年から始まる
アヘン戦争によって決定的な打撃を与えられることにより、既に危機
を迎えていたという点である。そして、琉球・朝鮮については日本へと
寄せくる西洋列強の圧力の前に、將軍の「武威」が見透かされ、キリ
スト教禁教政策も破綻するなかで、「鎖国」体制は瓦解し、以後我が
国は新たな外交体制の構築を余儀なくされていく。

このとき、日本は冊封体制の枠外にあったことによって、その文化
的呪縛から自由であり、そのため容易に欧米流の力の外交路線―パワ
ー・ポリティクス―(それは既に「鎖国」体制が内包していた指向
性に通じるものでもあったが)を踏襲することが可能であった。⁽⁴⁹⁾そし
て、それがやがて「征韓論」へと向かうことは周知の事実である。

まとめに代えて

以上の考察をふまえ、改めて日本近世社会の特徴を、ヨーロッパ中
世社会との比較において明らかにしておきたい。

まず、前提となる環境については、系族・国家の弱体化と、正貨の
不足、そして外からの他民族の侵攻をまぬがれ独自の社会発展が可能

であったと言う点では共通性がみられるものの、交流生活の発達、交
換貨幣経済の一定の発展と、それにとりもなう農民の成長と農村の自律
的發展がみられ、また心性も合理性と秩序に適應するベクトルが芽生
えていた点で少なからぬ相違がみられる。

上位の社会については、軍事的オマージュによる紐帯Ⅱ家土制に相
似するものはみられるが、家士の服従性が強く、双務性が弱い。ま
た、それに伴う給与としての封土も擬制的で、事実上はその土地から
の租税徴収権を保証する命令権・裁判権Ⅱ「知行権」を分与するもの
であったと考えられる。

下位の社会については、ヨーロッパと異なり土地領主制はみられな
い。土地は総て領主地に組み込まれたが、その形態は賦課からみた場
合には一般的な賦役・賦課租を領主に支払う農民経営地に均一化され
て自主地を欠き、経営形態からみた場合には領主直営地に均一化され
有地に均質化されている。また、それに対応して農民も均質化され、
自由人や奴隸はみられない。さらに「村」の自律性がつよく、下位の
社会的環境の基本的単位をなしていたと思われ、そのもとの個々の
農民の領主に対する人格的従属性はヨーロッパの農奴より稀薄なもの
となっている。

全体としては、近世はヨーロッパ中世より国家的支配が強くみられ
る。將軍に体现された王権の權威・権力は強大で、権力の細分化・暴
力の日常化は抑えられ、都市も宗教的權威もこれに従属し、公共事業
を積極的に行うなど、中世ヨーロッパとの差異は少なくない。制度上
も上位と下位の社会的環境を貫く人的結合原理として石高制があり、
経済構造は流通が密で求心的体系をもち、対外的にも独立性を保つな
ど、国家的枠組みがヨーロッパ中世に比べて整備されており、これを
平和と秩序を尊重する集団心性が支えていた。また、近世日本はある
意味では、ヨーロッパ中世のごとき首長の社会を前提とする不平等社
会ではなく、身分(法的階級)制を前提とする厳格な階層化社会でも
あったが、それもそれぞれの身分が国家的「役」を果たすことを課さ

れて王権のもとに統合的に編成される形をとっており、したがってヨーロッパの一四・一五世紀にみられた等族制社会とも異なる性格を持つものであった。

ただ、日本近世社会はあくまで「米」を基本的財貨とした社会であり、その意味で土地を基本的財貨とする中世社会とも、貨幣を基本的財貨とする近代社会、あるいはその過渡期としての絶対主義社会とも異なる、独自の社会的環境を持つものであった。それゆえ、その解体過程は、外国の圧力に規定されつつも、独自の様相を帯びざるを得ず、そしてそれはまた、一九世紀の近代化に向けての世界的規格化の波の中で、明治以降の日本の社会形成に大きな母斑を残すことになったのである。

注

本稿を作成するに際して、多くの先学の研究を参照させていただいたが、ここではその全てを挙げることはしなかった。行論のそれぞれの箇所、特に参考にした論文・著作を挙げたに過ぎないことを、あらかじめお断りしておく。

- (1) 以下、マルク・ブロック『封建社会』1・2（新村猛・森岡敬一郎・大高順雄・神沢栄三訳、みすず書房、一九七三年）をテキストとして使用する。
- (2) 拙稿「マルク・ブロック『封建社会』の世界」(一)(二)(三)、『慶応義塾高等学校紀要』第二一・二二・二三号、一九九〇・一九九一・一九九二年。
- (3) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』(御茶ノ水書房、一九六四年)、同『太閤検地と石高制』(NHKブックス、一九六九年)、石井紫郎『日本国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』(東京大学出版会、一九六六年)、佐々木潤之介他『体系日本国家史 三近世』(東京大学出版会、一九七五年)、脇田修『近世封建制成立史論 織豊政権の分析Ⅱ』(東京大学出版会、一九七七年)、水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』(山川出版社、一九八七年)、尾藤正英『江戸時代とはなにか』(岩波書店、一九九二年)など。
- (4) ここでマルク・ブロックが『封建社会』のなかで展開した「封建制」の定義を確認しておきたい。まず、前提となる社会環境としては、①全

体的な交流生活の沈滞と貨幣流通の萎縮、②系族・国家の庇護の弱体性、③感性的なものと身近なものに惹かれていた心性の遍在、が指摘される。このもとで、騎士や独立農民たちがそれぞれ主人に保護を求めるなかで成立した、首長制の連鎖から成る人的紐帯の網の目を封建制と総称する。それは、上位の社会環境にあっては、家士制の発達とそれに伴う封土の広汎な存在を特徴とし、下位の社会環境にあっては、土地領主制の発達によって特徴づけられる。(拙稿一九九〇年参照)

- (5) マルク・ブロック前掲書、110～111頁。
- (6) 木村礎『近世の村』(教育社、一九八〇年)、永原慶二『日本経済史』(岩波書店、一九八〇年)、中村吉治編『体系日本史叢書 社会史』I・II (山川出版社、一九六五年)。
- (7) 鬼頭宏『二千年の人口史』(PHP研究所、一九八三年)。
- (8) 藤木久志『戦国の作法―村の紛争解決』(平凡社、一九八七年)。
- (9) 網野善彦『南北朝動乱の意義』(『週刊朝日百科 日本の歴史』一二、朝日新聞社、一九八六年)。
- (10) 鈴木公雄「出土貨幣と中世後期の貨幣流通」(『史学』第六一巻第三・四号、一九九二年三月)、同「渡来銭から古寛永通宝へ―出土六道銭からみた近世前期貨幣流通史の復元」(『論苑 考古学』天山舎、一九九三年)。
- (11) 高瀬弘一郎報告「シンポジウム 国際関係と近世日本の成立」(『史学』第六〇巻第四号、一九九一年七月)。
- (12) マルク・ブロック前掲書、114～115頁。
- (13) 豊田武「徳領制論」(『豊田武著作集第六巻 中世の武士団』吉川弘文館、一九八二年)、守屋嘉美「中世の武家」(中村吉治編『体系日本史叢書 社会史』I所収)。
- (14) 水林前掲書。なお近年、近世社会の特徴について、「イエ」「家」の成立を前提とする議論があるが、社会の上層から下層にわたって「イエ」が成立した論理は十分に説明されているとはいえない。(尾藤前掲書参照)。
- (15) マルク・ブロック前掲書、112～115頁。
- (16) 同、111頁。
- (17) 石井前掲書。脇田前掲書。水谷三公「江戸は夢か」(筑摩書房、一九九二年)。
- (18) マルク・ブロック前掲書、112～113頁。アグネ・ジュエラル『ヨ

- ロッパ中世社会史事典』(池田健二訳、藤原書店、一九九一年)二七四～二七六。
- (19) 平松義郎『江戸の罪と罰』(平凡社、一九八八年)。
- (20) 安良城『太閤検地と石高制』、三二～三六。
- (21) マルク・ブロック前掲書、2―146～148頁。
- (22) マルク・ブロック前掲書、2―151頁。
- (23) マルク・ブロック前掲書、1―214～216頁。
ここで、ブロックの領主制概念について、少し説明を加えておきたい。ブロックによれば、領主制とは領主が領地にたいして領主権を行使する体制を指すが、これは土地占有を媒介とする場合と、人格的従属を媒介とする場合とに大きく分けられる。前者を「土地領主制」(*seigneurie territoriale*)と呼び、後者は*manoir*にバン権にもとづく場合(*seigneurie banale*)などに小分類される。(拙稿、一九九〇年参照。)
- (24) 中田薫『徳川時代に於ける村の人格』(『法制史論集』第二巻、岩波書店、一九三八年)。
中田が依拠したO・ギールケのゲルマン法理論については、昨今ドイツの法史学会では批判的見解が見られるようであるが(奥田晴樹『地租改正と地方制度』山川出版社、一九九三、二九九頁)、村そのものの法制的地位付けはともかく、土地所有とのかかわりを含めた村に関する中田の実態把握は、近年の近世農村史研究の成果と齟齬するものではない。例えば、丹羽邦男『土地問題の起源』(平凡社、一九八九)、渡辺尚志『幕末維新时期における村と地域』(『歴史学研究』六三八、一九九二年一〇月)、同『近世村落共同体に関する一考察―共同体の土地への関与を中心に』(『歴史評論』四五一、一九八七年)参照。
- (25) 平松前掲書、六二～六四頁。
- (26) マルク・ブロック前掲書、1―148～158、214～215頁。
- (27) 木村『近世の村』、一六～二二頁。
- (28) 中田前掲論文。
- (29) 服部之総『明治維新の革命および反革命』(『服部之総全集 三明治維新』福村出版、一九七三、所収)。
- (30) マルク・ブロック前掲書、1―214～214頁。
- (31) マルク・ブロック前掲書、2―172～175頁。
- (32) 豊田武『堺』(至文堂、一九五七年)。
- (33) 藤木久志『戦国社会史論』(東京大学出版会、一九七四年)。
- (34) 中井信彦『町人』(『日本の歴史』二二巻、小学館、一九七五)。
- (35) マルク・ブロック前掲書、2―125～137頁。
- (36) マルク・ブロック前掲書、2―199頁。
- (37) マルク・ブロック前掲書、2―169～172頁。
- (38) 藤木久志『織田・豊臣政権論』(『日本の歴史』一五巻、小学館、一九七五年)。
- (39) 高奎利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)。
- (40) 深谷克巳『公儀と身分制』(『体系日本国家史 三近世』、東京大学出版会、一九七五年)。
- (41) 安丸良夫『近代転換期の天皇像』(『思想』七八九、岩波書店、一九九〇年三月)。同『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年)。
- (42) マルク・ブロック前掲書、2―127・128頁。
- (43) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。
- (44) 滝川政次郎『日本法制史』(有斐閣、一九二八年)。
- (45) 近年注目されつつある、一八世紀後半以降の幕領農村における郡中・組合村などの中間支配機構の問題は、こうした状況に対する村あるいは村役人としての一つの対応形態として理解できよう。久留島浩『近世後期の「地域社会」の歴史的品格について―幕領における郡中・組合村入用の検討から』(『歴史評論』四九九号、一九九一年一月)参照。
- (46) 佐々木潤之介『幕末社会論』(塙書房、一九七九年)。同『世直し』(岩波書店、一九七九年)。
- (47) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』(塙書房、一九六一年)。
- (48) 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八年)。塚本学『江戸時代における『夷』観念について』(『日本歴史』三七一号、一九七九年四月)。山本博文『日本の沿海防備態勢と朝鮮』(『歴史評論』五一六号、一九九三年四月)。
- (49) 川勝平太『日本文明と近代西洋―鎖国再考』(NHKブックス、一九九一年)。同『脱亜過程としての日・欧の近世』(『歴史評論』五一五号、一九九三年三月)。川勝は、一八世紀中に日本とヨーロッパは経済的に、従って政治的にも「脱亜」が進んだとする点を強調するが、筆者「高木」はむしろ日本の外交観に具現される文化的側面における「脱亜」化を重視したい。

一九九四年三月